

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和元年7月23日(火) 午後1時30分～午後2時40分	
場 所	3A会議室	
出席者	出 席	市長、宮村副市長、高村副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当者 陪席：秘書課長

議題：秦野市印鑑条例の一部を改正することについて		
担当部課等	戸籍住民課	
説明者	くらし安心部長、戸籍住民課長、課長代理(総合窓口担当)	
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり	
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり	
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 結婚と離婚を何回かしている方の場合、過去の旧氏の中から選んでも良いということか。</p> <p>A. そういうことになる。 ただし、希望する旧氏が記載されている戸籍謄本から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本を提出していただく必要がある。</p> <p>Q. 資料4の「4(1)」で、秦野市本籍者を除くとあり、県内各自治体の取扱いが違うようだが、どのようなか。</p> <p>A. 先日、県内各自治体が集まる会議があったが、対応は統一されていない。本市は、本市本籍者であれば市が調べることができるため、戸籍謄本の添付不要で対応したいと考えている。しかし、添付が必要と考える自治体もあるので、現在、県を通じて総務省に確認している。</p> <p>(意見) 前述の対応については、県内で統一してほしいが、できなければ、業務に影響のない範囲で、市民に負担の無いように対応してほしい。</p>	
会議結果	原案了承	

議題：学校給食センター（仮称）施設整備・運営事業の受注者募集について

担当部課等	学校教育課、経営総務課
説明者	教育部長、上下水道局長、学校教育課長、学校教育課担当課長、経営総務課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 事案書P2の2(4)にある計画事業費の総額60億円以内というのは、地代も含めた「センター施設賃貸借契約」、「調理運営業務委託契約」の総額ということでしょうか。</p> <p>A. ご指摘のとおり、本市が負担する総額として周知している。</p> <p>Q. 事案書P1の2(2)ウの地代の免除は、規則等に記載されているのか。</p> <p>A. 法令等に明確な規定はない。 一般的には工事開始からいただいたり、相手がまだ収入を得ていないため免除したりすること等がある。上下水道局は公営企業会計のため、少しでも多く収益が得られるように考えなければいけないが、工事期間中の地代を請求すれば、給食調理業務の委託料として一般会計に跳ね返ることになる。また、旧曾屋庁舎の土地は、簿価と時価に差額が生じているが、工事期間中の地代を免除してもそれ以降の地代を生かすことにより、その差額を解消できると考えていることから、政策決定をもって免除としたい。</p> <p>Q. 本件は議決対象ではないが、議会への報告等についてはどのように考えているか。</p> <p>A. 11月の仮契約以降に議会へ報告・説明した上で、12月に契約を締結したいと考えている。なお具体的方法等については関係部局と調整し、適切に対応したい。</p>
会議結果	原案了承

—以上—